



Jリーグ 川崎フロンターレ我那覇選手 ドーピング誤審事件の残した課題

境田正樹

スポーツ法政策研究会、東京フィールド法律事務所、弁護士
(後藤秀隆元川崎フロンターレチームドクター代理人)

新連載の2回目は、マスコミでも大きく取り上げられたJリーグにおけるドーピング事件について。競技団体が考え、準備し、整備しておくべきことが改めて浮き彫りになった事件であった。本件に詳しい境田弁護士に担当していただいた。

1. はじめに

2008年5月26日、CAS（スポーツ仲裁裁判所、本部スイス、ローザンヌ）は、Jリーグが川崎フロンターレ我那覇和樹選手に対して2007年5月10日付けで下した6試合の公式出場停止処分を取り消す旨の裁定（以下、「CAS裁定」と言います）を下しました。これにより、我那覇選手、および元川崎フロンターレチームドクター後藤秀隆医師の長くて苦しい戦いは、一応の結末を迎えました。しかしながら、この事件を通じて浮き彫りになった多くの問題は、実は、未だに解決されていません。

2. Jリーグの「誤審」の原因について

(1) 経緯

Jリーグ川崎フロンターレ元日本代表の我那覇和樹選手は、体調不良により、2007年4月20日、同チーム所属の後藤秀隆チームドクターの診察を受け、風邪・下痢の症状が認められるとして、感冒薬を処方されました。23日になっても、風邪、下痢の症状はよくならなかったのですが、無理をおして練習に参加したところ、練習終了後に、さらに体調が悪化し、水分や食事摂れない状態になりましたので、再度、

後藤ドクターの診察を受けました。後藤ドクターは、我那覇選手が、当日、食事がほとんど摂れていない状態で激しい練習をして大量の発汗をしていたこと、38.5度の高熱があり、食事や水も摂れない状態になっており脱水の症状であったことなどを考慮して、点滴により、100mgのビタミンB₁入りの生理食塩水200ccの補液を行いました。Jリーグは、この点滴治療行為がドーピング違反に該当するとして、2007年5月10日、我那覇選手に対し、6試合の出場停止処分を、川崎フロンターレに対しては1,000万円の制裁金処分（以下、「本件処分」と言います）を科しました。

(2) 処分にいたる手続上の問題点

ア. 設定したルールの内容の誤り

人を裁くためには、事前にルールを定め、これを明示しておくこと、さらに、その前提として、そのルールが正しいことが必要です。ところが、Jリーグが事前に告知していたルールは、実は誤った内容のものでした。本件における争点は、後藤ドクターが我那覇選手に対して行った静脈内点滴治療が「ドーピング」に該当するか、ということでしたが、この事件の発生した当時の世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の静脈内点滴注入に関する規定（WADA規定）によれば、「現場の医師が正当な医療行為であると判断した点滴治療はドーピングには該当しない」のです。ところが、Jリーグは、「現場の医師が正当な医療行為であると判断した点滴治療であっても、一定の例外的なケースを除き、原則として

ドーピング違反に該当する」、という誤ったルールを設定していたのです。さらに、Jリーグは、2007年5月1日に開催されたドーピングコントロール委員会においても、その誤ったルールを適用してドーピング違反の認定を行うという致命的なミスを行っていました。

イ. ルールの明示がなかったこと

前述のとおり、人を裁くためには、事前にルールを明示しておくことが、適正手続の一内容になりますが、Jリーグが、具体的にどのような点滴治療がドーピングに該当するかについて、事前に書面で通知したことはありませんでした。

ウ. 不公正かつ不公平な手続

WADAの規定では、「公平かつ公正な聴聞機関」により聴聞を受ける権利が保障されています。ドーピング違反が疑われる事例について、ドーピング違反の認定および裁定を行う聴聞機関は、ドーピングコントロール委員会から独立した公平・公正な機関でなければならないということです。

しかしながら、今回の事件において、ドーピング違反の認定を行ったのは、公平・公正な聴聞機関ではなく、ドーピングコントロール委員会自身でした。我那覇選手がドーピング違反を行ったと主張する立場、いわば検察官の立場にあるドーピングコントロール委員会が、違反の認定という裁判所の役割まで兼ねていたのです。

エ. 聴聞を受ける権利、弁護人の弁護を受ける権利などの侵害

ドーピング違反の最終判断および制裁内容の決定を下すアンチ・ドーピング特別委

員会は、2007年5月7日に開催されましたが、我那覇選手にはこの開催の事実が伝えられていませんでした。この結果、我那覇選手は、弁明の機会のほか、弁護人の弁護を受ける権利、証人審問権まで侵害されていたこととなります。

オ. 立証責任の誤り

WADA規程では、ドーピングコントロール委員会に立証責任が負わされています。ところが2007年5月1日に開催されたドーピングコントロール委員会の事情聴取では、Jリーグは、逆に我那覇選手側に立証責任を負わせていました。そして、Jリーグは、我那覇選手側が、ドーピング違反に該当しないこと、について、立証を尽くしていないとして、ドーピング違反の認定をしました。

3. 「誤審」事件の後のJリーグの対応上の問題点について

(1) 本件処分後の事実経過

①本件処分の内容に重大な疑義を抱いたJリーグの全チームドクターが結束して立ち上がり、全員の連名で作成された2007年5月18日付け「質問書」をJリーグに提出し、また、本職の後藤ドクター弁護士も、2007年5月24日付け「川崎フロンターレおよび我那覇選手に対する制裁の件について」にて、Jリーグに対し、処分の再考を求める申し入れを行いました。

②この頃から、チームドクター等は、選手が脱水症状にあり明らかに点滴が必要なケースでも、点滴を躊躇せざるを得ない状況に追い込まれ、実際に点滴ができずに、症状が悪化してしまう事例もいくつか出てきました。他のスポーツ団体の医療現場でも、Jリーグでの先例が伝わったために、同様の混乱が起きていました。

③この事態を重くみた日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) およびWADA常任理事兼文部科学副大臣遠藤利明氏 (当時) が、Jリーグチームドクターからの照会に対し、本案件について、ドーピング違反とはみなされない旨の回答を行い、その後も、

Jリーグのチームドクターは、複数回にわたって、我那覇選手に対する処分の取消を求めて、要望書を提出するなどしましたが、Jリーグは応じませんでした。

④2007年11月5日、後藤ドクターは、Jリーグを相手方として、日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) に対して、本件処分の取消を求めて仲裁申立を行いました。Jリーグは、11月12日夕方、後藤ドクターが処分を受けた当事者ではない、我那覇選手は処分を受け入れているとの理由を挙げ、仲裁に応じないとの態度を表明しました。

しかし、この翌日、我那覇選手は、報道陣からの取材に対し、自分は処分に納得していない、11月12日の午前中に、チームを通じJリーグにその旨伝えていた旨を述べました。

⑤2007年11月15日、文部科学省文教委員会において、友近聡朗参議院議員が、本件処分内容などについて、樋口修資スポーツ・青少年局長に質問をしたところ、「Jリーグから事情を聞いて、適切に対応できるように助言したい」と回答しました。

⑥2007年11月21日、文部科学省は、Jリーグ関係者らを文部科学省に呼び、本件処分に関して事情聴取を行いました。この席で、Jリーグは、当事者である我那覇選手が川崎フロンターレからCASに提訴されれば応じる旨を表明しました。

(2) 「誤審」事件の後のJリーグの対応上の問題点

①後藤ドクターがJSAAに仲裁申立をすることを知った川崎フロンターレの幹部は「チームとしては処分を受け入れている。ドクター個人で仲裁申立をするのなら、チームを離れてほしい」と後藤ドクターに対しチームを退職するよう要求しました。2007年11月6日、後藤ドクターはやむなく川崎フロンターレを退職し、その後、数カ月もの間、収入を失うこととなりました。

②2007年12月6日、今度は、我那覇選手自らが、本件処分の取消を求めて立ち上がりました。我那覇選手は、JSAAを仲裁

の場とすることを希望しましたが、Jリーグは、数千万円の費用がかかるCASでなければ仲裁に応じないと譲りませんでした。さらに、我那覇選手は、CASで審理を行うのであれば、通訳費用の節約のために、日本語での審理を求めましたが、Jリーグは、英語を使用言語としなければ応じないとこれも譲りませんでした。結局、Jリーグの希望に沿って、仲裁の場はCASになり、使用言語は英語になりました。その結果、我那覇選手にかかった仲裁費用は、約3,440万円に上ってしまいました。

③2008年5月28日に開かれた記者会見の席で、Jリーグチェアマンは、「CASの裁定で、後藤ドクターが我那覇選手に対して行った点滴治療がドーピングに該当するかについて判断を避けたことが残念であり困惑している」、と述べ、さらに、Jリーグの代理人弁護士も、「CAS裁定書48項のとおり、CASは、ドーピングがあったかどうかの判断はしなかった、つまりJリーグが認定したドーピング違反という認定そのものが間違っていたということを行ったわけではない」、と述べました。

この発言は、すなわち、次のことを意味します。つまり、Jリーグの行ったドーピング違反の認定は誤ってはいない、だから、後藤ドクターと我那覇選手はやはりドーピングを行っていたと考えている、だから、CASで負けたとしてもJリーグは責任を負う必要はない、ということです。実際、Jリーグは、これまでその発言に沿った対応をしてきました。今日まで、後藤ドクターにも、我那覇選手に対しても経済的補償も正式な謝罪もしていません。

今回、我那覇選手が、CASに判断を求めたのは、(ア) Jリーグの下した本件処分が取り消されるべきか否か、でしたが、CASはこの争点だけではなく、さらに、(イ) CAS自ら事実および法を審査した結果、ドーピング違反の事実が認められるか否か、についても判断を行っているのです (CAS裁定書第44項)。CASは、(イ) 仮にJリーグの処分を取り消すべきと判断して

も、(ア) CAS自ら審査した結果、ドーピング違反の事実が認められれば、新たに処分を下す、というわけで、今回、我那覇選手はこの(ア)と(イ)二つのハードルを乗り越えて、ようやく「本件処分を取消す」という仲裁判断を勝ち得たのです。

CAS裁定書では、第13項から第47項において、上記(イ)についての判断が示され、さらに第48項において、上記(ア)についての判断を示されています。特に、CAS第48項は上記(ア)の点について、「青木医師が2007年1月の協議会でした説明は十分明確でなかった。Jリーグは実体面でも手続面でも、正当な医療行為かを定める詳細な条件を明確にするための適切な措置を講じていなかった」、「我那覇選手に対し、いかなる制裁も科されるべき事案でないことから、違反があったかどうかについて判断する必要はない」と断じています。つまりJリーグの下した本件処分が、あまりに瑕疵が重大であるため、CASは本件処分の内容の当否についてまで審理をしてくれなかったのです。しかし、Jリーグは、このCAS第48項の門前払いについての記述を逆手にとって、「CASはJリーグの認定については間違っただけと判断していない」と述べ、自らの責任回避の論拠としています。これにより、我那覇選手と後藤ドクターは、冤罪の被害者であったことが確定した今でさえ、Jリーグからは、ドーピング犯として扱われているのです。

4. 本案件を通じて明らかになった問題点と今後の再発防止に向けた対応策

(1) 日本スポーツ仲裁機構への加盟

もしも、Jリーグが後藤ドクターによる仲裁申立に応じていれば、ここまで紛争は長期化しませんでしたし、我那覇選手が3,440万円もの費用を負担することもなかったのです。日本を代表するプロスポーツ団体でも、未だに、JSAAに未加盟の団体が多数ありますが、スポーツ界全体の発展のため、また、今回のような事件の再発を

防ぐためにも、一刻も早く多くのスポーツ団体がJSAAに加盟することが望まれます。

(2) チェアマンの責任とJリーグの自律性

CASの裁定後、本件に関するJリーグチェアマンに対する制裁の内容が発表されました。制裁の種類は、「^{けんせき}譴責」(始末書を取り将来を戒める)とのことでした。Jリーグは前述のとおり、我那覇選手および後藤ドクターその他関係者に多大な精神的苦痛と経済的損害を与えましたが、実は被害者が他にもいます。それはJリーグ自身です。Jリーグ自身が被った経済的損失も巨額であるはずですが、我那覇選手には約3,400万円という巨額の仲裁費用が発生しましたが、Jリーグでも同等の仲裁費用が発生したであろうことに加えて、CAS裁定により、Jリーグは、CASの仲裁費用(パネルらの渡航費用や宿泊費や手当て等、運営経費など)の一切および我那覇選手の弁護士費用のうち2万ドルまで負担するよう命じられたからです。しかしながら、Jリーグの最高責任者であるチェアマンの責任は、上記のとおり「譴責」という軽い処分のみでした。なぜ、このような軽い処分しか科すことができないのでしょうか。それは、チェアマンに対して、制裁を科すのが、他ならぬチェアマン自身だからです。さらに、Jリーグ規約によれば、「チェアマンの下す決定はJリーグにおいて最終のものであり、当事者およびJリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない」(Jリーグ規約第165条)とされています。

Jリーグの場合には、規約上、最高責任者であるチェアマンがたとえどのような違法行為を行っても、Jリーグ内部で、チェアマンの意図に反する制裁を科すことはできない仕組みになっているため、チェアマンの違法行為に対する抑制手段が事実上存在していないのです。この仕組みを再考する必要があるのでないでしょうか。

(3) 最後に

この事件を通じて、真の勇氣、そしてフェアプレーの精神を教えてくれた人がいます。それは、我那覇和樹選手です。すでにJリーグが下した処分(6試合の出場停止処分)は終わっていました。失った時間は戻らない、裁判を起せば巨額の費用がかかる、そして、Jリーグはもとより所属チームとの関係も壊れてしまう、それらのこともすべてわかっていました。それでも、我那覇選手は、「サッカー選手になりたいという3歳の子どものためにも胸を張りたい」「愛するサッカーを裏切るようなことはしていない」との強い信念から、戦い抜く決心をし、そして最後まで戦い抜いたのです。実際に、裁判費用は3,440万円を超え、チームではレギュラーポジションを失い、日本代表にも招集されなくなりましたが、我那覇選手は、誰に対しても不平や不満を述べることもなく、支援をしてくれた関係者に対する感謝の意を表するだけで、淡々とやるべきことをやり続けました。彼が示してくれた勇氣、フェアプレーの精神に心から敬意を表したいと思います。

最後になりますが、今、一番大切なことは、今回、浮き彫りになった様々な課題に真摯に向き合うことです。各競技団体におかれても、今一度、組織の仕組みや制度を見直してみたいはいかがでしょうか。

スポーツ法政策研究会

代表幹事/菅原哲朗・キーストーン法律事務所
幹事/竹之下義弘・東京六本木法律特許事務所、
白井久明・京橋法律事務所、伊東 卓・新四谷法律事務所
会計/高木宏行・キーストーン法律事務所

●入会方法

参加資格/幹事の承認を得たうえで参加していただけます。
年会費/5,000円
入会申し込み/入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒104-0031
東京都中央区京橋1-3-3 柏原ビル2階
京橋法律事務所内「スポーツ法政策研究会」
事務局長/片岡理恵子
TEL: 03-3548-2073 FAX: 03-3548-2071
E-mail: kataokarie@aol.com
<http://www.keystone-law.jp/sports/sports-index.htm>